

## 議第53号

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例案

**第1条** 三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第5項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第6項から第9項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第10項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14項中「第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第

43項から第45項まで若しくは第50項」を「第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで若しくは第44項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

**第2条** 三島市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

### **附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三島市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和2年6月9日提出

三島市長 豊岡 武士